

令和5年度調達等合理化計画の実施結果

1. 令和 5 年度調達等合理化計画における実施結果

○重点的に取り組む分野について

	取り組み内容（括弧は評価指標）	実施内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
(1) 随意契約の適正化に関する取り組み	<u>①適正性の審査・点検</u> 引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないとするものについては、令和5年度においてもその理由等について機構内で審査する。	概算見込額が随契限度額を超える案件については、経理部職員で構成する契約審査チームで審査。さらに概算見込額が 3,000 万円を超える案件については、機構内の管理職職員で構成する契約審査委員会において、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達であるかの審査を実施した。
(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み	<u>①入札説明書の電子交付等</u> 応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付、郵便入札を継続する。また、入札参加者の参入機会確保のため、新たに電子入札システムの運用を開始する。	- 電子入札システムの運用開始により、遠隔地の事業者が入札に参加できる環境を構築することができた。また、入札会場の確保が不要となり、同時刻での複数案件の入札を行うことが可能となった。加えて、入札時の入札参加者数を秘匿することが可能となった（対面実施と異なり、システムでは他の入札参加者の存在を確認できない）ことから、入札時においても競争性を確保することが可能となった。これらの結果、案件によって新規事業者の参入が確認されるようになった。 - 電子入札システムの運用開始により、事業者の事前登録作業が新たに発生し、また、参加者からシステム利用等に関する質問が多く寄せられたことから、調達手続きに係る業務量は増加となった。但し、これらの対応業務は経年によって減少すると考える。 - 入札説明書の電子交付については、引き続き全ての入札案件について実施した。 - また、郵便入札制度についても、電子入札システムと併用することで継続して実施した。
	<u>②調達情報の発信</u> 競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームページにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。	- 調達情報メールマガジンを継続して実施した。 - 機構ホームページにて令和 6 年度年度当初及び工事の調達予定情報の掲載を行った。 - 建設専門紙である建通新聞（紙版及び電子版）にて工事案件の入札公告の掲載を行った。
	<u>③仕様書等の見直し</u> 仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期を点検し、参入機会の確保など、必要に応じて引き続き改善する。	要求部署より提出された予算執行請求書について、添付される仕様書等の記載内容を確認し、調達に必要な情報が過不足なく記載されているか、分かりやすい内容であるかといった点をチェックして適宜修正の提案等を実施した。また、多くの事業者にとって休日となるゴールデンウィーク期間（令和 5 年 5 月 1 日～5 月 5 日）、夏季（令和 5 年 8 月 11 日～8 月 16 日）及び年末年始（令和 5 年 12 月 28 日～令和 6 年 1 月 4 日）について、入札公告期間、書類作成期間、入札日等に設定しないこととし、公平性等の確保に努めた。
	<u>④船舶等運航委託業務の改善</u> 機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務について、外部委員の点検・審査による意見を踏まえ、契約相手方に対しガバナンスを確保する。	- 契約相手方に対しガバナンスを確保する観点から、四半期毎の額の確定調査を行い、直接経費及び間接経費を明らかにし、経費を適切に執行した。 - 船舶等の運航等に係る諸契約について、調達における競争性の確保、調達プロセスにおける公正性及び透明性の確保並びに両契約におけるガバナンスの強化等の観点から改善を図ることを目的に設置した船舶運航委託契約改善実行委員会を令和 5 年 12 月に開催し、平成 30 年 3 月の第 1 回委員会から行った審議・点検の結果をまとめた報告書を令和 6 年 3 月に作成・公表した。当該報告書に基づき、次期中長期計画期間における船舶等の運航等に係る諸契約の調達手続きを行うこととした。
	<u>⑤北極域研究船の建造の調達</u> 北極域での調査・観測を可能とする北極域研究船を新たに建造するにあたり、建造事業者、建造に係る艀装員派遣事業者業務について、契約相手方に対し監督を行うなど、適切な業務履行を行う。	建造契約及び艀装員派遣業務について、それぞれの契約相手方に対し監督等を行うことにより、適切に業務を履行した。

	<u>⑥辞退届の分析</u> 辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった原因を分析する。 【⑥について次期契約で見直しの対象とする案件を抽出し、改善を行う】	- 提出された辞退届を集計した結果、既設の辞退理由のうち最も多い回答は「必要な人員体制を確保するのが困難」となっており、次いで「法人に求められる要件や資格を満たさない」、「仕様の内容が自社の事業分野と異なる業務」であった。 - 人員体制の確保については業種を問わず回答があったことから、深刻化する人手不足の増加が少なからず影響しているものと考えられる。資格・要件の不足については自由記述欄の内容から ISO 認証取得の有無等が該当すると考えられるほか、類似業務の実績不足が要因となっていることも確認された。 - 複数者への入札説明書の配布の結果 1 者応札となった案件においても上記の各辞退理由が記載されていたものの、「納入期限又は履行期限に間に合わない」、「過去の契約実績から見て事業として採算が取れない」といった他の理由も挙げられていることから、複合的な要因で辞退に至ったものと考えられる。 - 上記の分析を踏まえ、即効性のある対策を講じることは難しいと考えるものの、<u>余裕を持った入札情報の公開、分かりやすい件名や仕様内容の記載等により次期契約全般における更なる改善に向けた取り組みを継続する。</u>
(3) 調達合理化の取り組み	<u>①契約内容・契約形態の見直し</u> 調達規模や契約期間について着目し、契約の分割または統合や複数年化などを行うことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。 【①について契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】	- 機構の全拠点で利用する機構内ネットワーク機器の賃借及び同ネットワークのセキュリティ監視支援業務を行う「機構内ネットワーク機器等の更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務」は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札(市場化テスト)において 1 事業(事業期間:平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の 5 年間)として平成 30 年に調達を行い、1 者応札の結果であった。 - このため、市場化テスト第 2 期において、調達規模を見直し「機構内ネットワーク機器の賃借等」及び「セキュリティ監視支援業務」に分割し、前者を令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日の 6 年間、後者を令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間の事業期間として令和 5 年度に入札を行った。 <u>入札の結果、「機構内ネットワーク機器の賃借等」及び「セキュリティ監視支援業務」の何れも 3 者入札となり、競争性のある調達プロセスを実現することが可能となった。</u>
	<u>②共同調達の推進</u> 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。	- 高知コア研究所が所在している国立大学法人高知大学とのガソリン、コピー用紙及び液体窒素の共同調達を継続し、規模のメリットを狙うとともに、調達事務の合理化を図った。 - 国立研究開発法人水産研究・教育機構と「複写機用紙及びプリンタ用紙」について共同調達を継続し、隔年ごとに調達手続を交代することによって事務の合理化を図った。 - 当機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間で共同調達の実施について検討を行い、3 機関での共同調達に関する協定書を締結した。また、当該協定書に基づき、令和 6 年度における「複写機用紙及びプリンタ用紙」を対象に調達手続を実施した。
	<u>③一括調達等の推進</u> 一括調達によるスケールメリットと受注可能な調達単位による競争性確保の観点から、最適な発注単位での調達を行う。また、契約事務の効率化のため、少額で購買頻度の高い物品を対象に、引き続きネット調達の活用を推進する。	ネット調達システム「ソロエルアリーナ」を継続して運用し、事務用品、機器部品、研究試薬等を要求部署にて直接発注することで、掲載価格での取引による見積入手の手間の軽減、手続き短縮による発注期間及び納品期間の短縮、事業者の大量仕入れによる調達価格の引き下げ、事業者との直接的な接点の解消による不正防止の推進等を行った。

	<u>④規程類の改定</u> 契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直したことを踏まえ、適切な随契審査を行う。	令和 4 年度に随意契約に関する関連諸規程を改正し、開発要素を含む調達案件に対応する随意契約の適合事由を追加した。当該適合事由への適否も含め、経理部において継続して予算執行請求書の全案件について仕様書の審査を行い契約書の一部となる仕様書、契約の類型、調達方法等について確認を行うとともに、随意契約・随意契約事前確認公募の適格性についての審査を実施した。
--	--	--

○調達に関するガバナンスの徹底

	実施内容(括弧は評価指標)	取り組み内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
(1) 随意契約に関する内部統制の確立	新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。（少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。） また、契約金額 3,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。 【規程等に基づき、適正な運用を行う】	<u>左記取組に加えて、随契限度額以上の随意契約による全ての案件について、契約の事後に契約監視委員長の点検を実施した。</u>
(2) 研究開発法人における契約の在り方について	研究開発法人として相応しい調達の在り方に向け、組織として認識すべきリスクへの対応の在り方や調達契約プロセスごとの在り方を見直したことを踏まえ、実施状況や効果をモニタリングさらには改善に取組み、内部統制の強化を継続する。	① 仕様書審査制度の運用 - 令和 4 年度に制定した「調達におけるリスクマネジメント実施要領」に基づき、概算見込額 1,000 万円を超える物品の製造案件について、要求部署においてリスクチェックリストに基づくセルフチェック・リスクマネジメントを行うとともに、経理部においてリスクチェックの内容の確認・点検を実施した。 ② 監督・検査への立ち会い - 概算見込額 1,000 万円を超える物品の製造案件について、検査員による納品時検査への経理部立ち会いを行い、仕様書に基づく検査実施の確認を行うとともに、検査員及び監督員への聞き取りによる監督・検査業務の遂行状況についても確認を行った。
(3) 不祥事の発生 of 未然防止のための取組	① 契約の完全な履行を確保するため、請負契約等における監督及び納入時の検査・検収のルール等の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。 ② 調達及び検収等に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、調達手続きに係わる職員を対象とした研修、説明会等を行う。 ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。 【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】	① <u>監督業務マニュアル、検査業務マニュアル等に基づき各業務の実施状況に関する定常的な確認・点検を行うとともに、経理部内において監督終了報告書・検査調書と契約書、仕様書等との突合を行うことにより、適切な運用を行った。</u> ② <u>経理部内の調達担当者が外部開催の民法基礎講座を受講し、民法の基本用語から重要論点まで基礎学習を行い、契約実務に必要な知見を習得した。</u> ③ <u>研究不正の倫理教育を機構全体で継続して実施し、経理部内においても研究費不正利用の防止に係る理解及び意識の向上に努めた。</u>

2. 令和 5 年度調達等合理化計画における自己評価

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定した調達等合理化計画を実施し、調達等に係る業務の合理化、効率化等の取組を着実に推進・実行した。